

NO	項目	論点等	他政令市の状況等	他政令市を基にした条文の例																																																																																																																																																							
1	目的	(1) 現状の問題に対応した目的を規定する必要がある (2) 関連法令と異なる目的を規定する必要がある	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 【現状の問題点】 ○通行の妨げ ○不快な声掛け </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 【懸念材料】 ○繁華街への不安 ○不快な思い ○景観を損なう ○治安悪化 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> ●公共空間の安全で安心な通行及び利用の阻害 ●札幌市のイメージダウン ●魅力的なまちづくりへの障害 </div> </div> <p>◇関連法令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">風営法</td> <td>善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること</td> </tr> <tr> <td>道迷惑防止条例</td> <td>道民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持すること</td> </tr> <tr> <td>ススキノ条例</td> <td>公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保すること</td> </tr> </table>	風営法	善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること	道迷惑防止条例	道民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持すること	ススキノ条例	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保すること	(目的) 第●条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的とする。																																																																																																																																																	
風営法	善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること																																																																																																																																																										
道迷惑防止条例	道民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持すること																																																																																																																																																										
ススキノ条例	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保すること																																																																																																																																																										
2	規制行為	(1) どの行為を規制するか 【誘引】 通行人その他不特定のものから相手方を特定しないで、客となるよう誘う行為（「居酒屋どうですか～」など不特定多数への呼びかけが該当） (2) どの業種を規制するか (3) どの場所の行為を規制するか (4) どの対象者を規制するか (5) 自店舗から1m以内の客引き行為を認めるか	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>大阪</th> <th>京都</th> <th>川崎</th> <th>名古屋</th> <th>仙台</th> <th>熊本</th> <th>浜松</th> <th>静岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">(1)行為</td> <td style="width: 15%;">客引き</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>客待ち</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>客引きを用いた営業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘因（呼び込み）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勧誘</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>勧誘待ち</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">(2)業種</td> <td style="width: 15%;">客引き（全業種）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>勧誘（全業種）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>風俗関連のみ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>風俗関連のみ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>勧誘を用いた営業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">(3)場所</td> <td style="width: 15%;">公共の場所</td> <td colspan="9">不特定かつ多数の者が通行し、利用する公共の用に供される場所</td> </tr> <tr> <td>（道路、公園）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>（広場、駅）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>広場のみ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>（民間ビル等）</td> <td>×</td> <td>▲※1</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>▲※1</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>(4)対象者</td> <td>何人も</td> <td>市民等</td> <td>○</td> <td>事業者等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(5)自店舗</td> <td>1m以内の客引き※</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足】 基本的にいずれの市においても、条例の実効性を高めるため、全業種を規制対象としている。加えて、「風俗営業」及び「性風俗営業」の客引きや勧誘は、基本的に「県条例」でも規制されている。</p> <p>※1 民間ビルにおいても、公共性の高いフリースペース等については、「公共の場所」として整理 ※2 自店舗から1m以内で、通行の妨げ等とならないような客引き行為は規制対象外</p>			大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	(1)行為	客引き	○	○	○	○	○	○	○	○	客待ち	○	○	○	○	○	○	○	○	客引きを用いた営業					○	○		○	誘因（呼び込み）									勧誘	○	○	○	○	○	○	○	○	勧誘待ち	○	○	○	○	○	○	○	○	(2)業種	客引き（全業種）	○	○	○	○	○	○	○	○	勧誘（全業種）	○	○	風俗関連のみ	○	○	風俗関連のみ	○	○	勧誘を用いた営業						○			(3)場所	公共の場所	不特定かつ多数の者が通行し、利用する公共の用に供される場所									（道路、公園）	○	○	○	○	○	○	○	○	（広場、駅）	○	×	○	広場のみ	○	○	×	×	（民間ビル等）	×	▲※1	×	×	×	▲※1	×	×	(4)対象者	何人も	市民等	○	事業者等	○	○	○	○	○	(5)自店舗	1m以内の客引き※	○	×	×	×	×	×	×	○	(定義) 第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所であって、公共の用に供されるものをいう。 (2) 客引き行為等 客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。 (3) 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって誘う行為をいう。 (4) 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。 (5) 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為をいう。 ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。） イ 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為 (6) 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。
		大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡																																																																																																																																																		
(1)行為	客引き	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
	客待ち	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
	客引きを用いた営業					○	○		○																																																																																																																																																		
	誘因（呼び込み）																																																																																																																																																										
	勧誘	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
	勧誘待ち	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
(2)業種	客引き（全業種）	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
	勧誘（全業種）	○	○	風俗関連のみ	○	○	風俗関連のみ	○	○																																																																																																																																																		
	勧誘を用いた営業						○																																																																																																																																																				
(3)場所	公共の場所	不特定かつ多数の者が通行し、利用する公共の用に供される場所																																																																																																																																																									
	（道路、公園）	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
	（広場、駅）	○	×	○	広場のみ	○	○	×	×																																																																																																																																																		
	（民間ビル等）	×	▲※1	×	×	×	▲※1	×	×																																																																																																																																																		
(4)対象者	何人も	市民等	○	事業者等	○	○	○	○	○																																																																																																																																																		
(5)自店舗	1m以内の客引き※	○	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																		

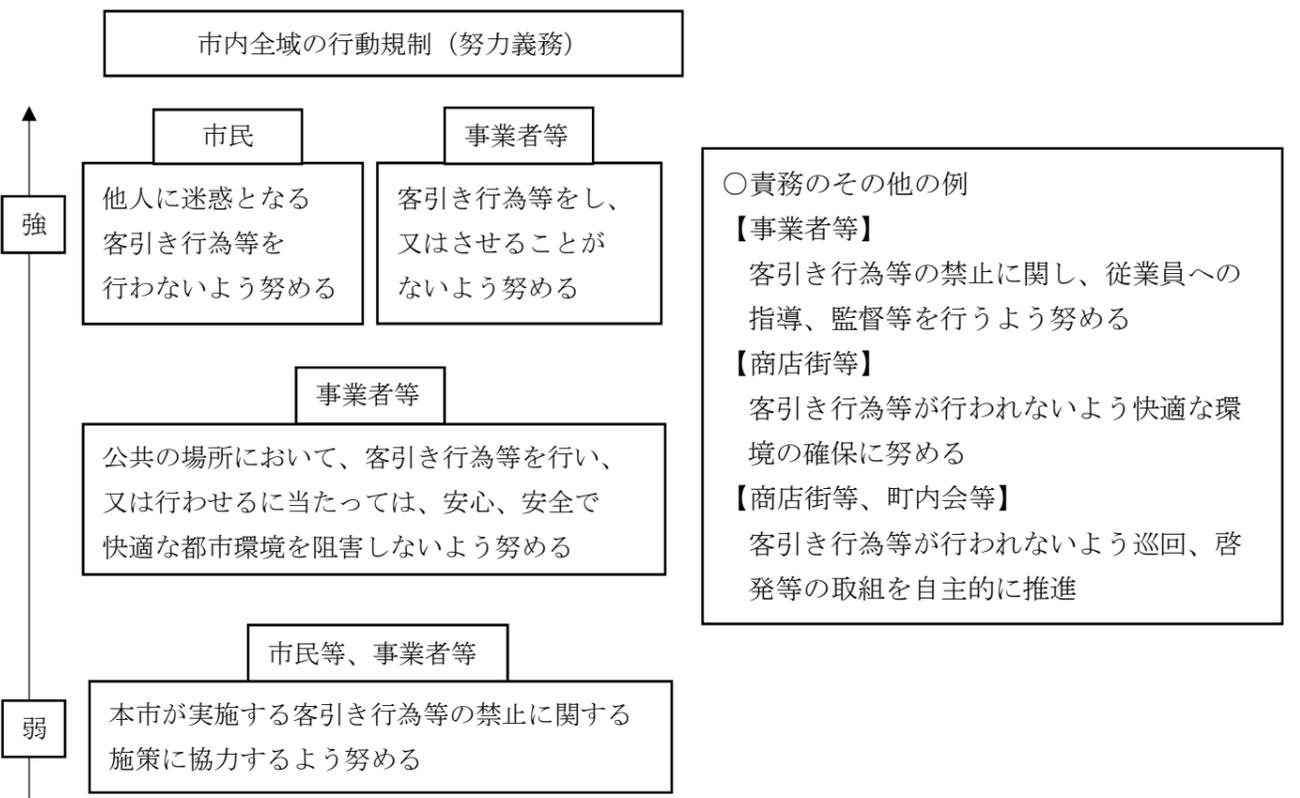
NO	項目	論点等	他政令市の状況等							他政令市を基にした条文の例																																																																															
2	規制行為	(6) どの区域を規制するか	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>大阪</th> <th>京都</th> <th>川崎</th> <th>名古屋</th> <th>仙台</th> <th>熊本</th> <th>浜松</th> <th>静岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(6) 区域</td> <td>繁華街の一部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>面指定</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通り指定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	(6) 区域	繁華街の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	面指定			○		○	○	○		通り指定	○	○		○				○	<p>(客引き行為等禁止地区の指定等)</p> <p>第●条 市長は、公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、客引き行為等禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、禁止地区を指定したときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 禁止地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。</p>																																									
		大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡																																																																																
(6) 区域	繁華街の一部	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
	面指定			○		○	○	○																																																																																	
	通り指定	○	○		○				○																																																																																
3	罰則・処分	<p>(1) 規制行為の違反者に罰則を設けるか</p> <p>(2) 違反者情報の公表を行うか</p> <p>(3) 土地等所有者等への通知を行うか</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>大阪</th> <th>京都</th> <th>川崎</th> <th>名古屋</th> <th>仙台</th> <th>熊本</th> <th>浜松</th> <th>静岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">罰則</td> <td>①秩序罰</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②行政刑罰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>両罰規定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方自治法第 14 条： 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、②二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は①五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>①秩序罰：捜査・起訴・裁判の対象外、専門職員による過料の徴収 ②行政刑罰：捜査・起訴・裁判の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>大阪</th> <th>京都</th> <th>川崎</th> <th>名古屋</th> <th>仙台</th> <th>熊本</th> <th>浜松</th> <th>静岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>大阪</th> <th>京都</th> <th>川崎</th> <th>名古屋</th> <th>仙台</th> <th>熊本</th> <th>浜松</th> <th>静岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地等所有者等への通知</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	罰則	①秩序罰	○	○	○	○	○	○	○	○	②行政刑罰									両罰規定	○	○	○	○	○	○	○	○			大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	公表		○	○	○	○	○	○	○	○			大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	土地等所有者等への通知		○	○		○	○	○	○	○	<p>(罰則)</p> <p>第●条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 命令に違反した者</p> <p>(2) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第●条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科する。</p> <p>(公表)</p> <p>第●条 市長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第 4 号に掲げる事項は、当該命令に違反して行われた違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限り、公表するものとする。</p> <p>(1) 当該命令の内容</p> <p>(2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項</p> <p>(4) 当該命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>(土地等の所有者等への通知)</p> <p>第●条 市長は、公表をしたときは、当該公表がされた者の事業の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。</p>	
		大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡																																																																																
罰則	①秩序罰	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
	②行政刑罰																																																																																								
	両罰規定	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
		大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡																																																																																
公表		○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
		大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡																																																																																
土地等所有者等への通知		○	○		○	○	○	○	○																																																																																

NO	項目	論点等	他政令市の状況等	他政令市を基にした条文の例
----	----	-----	----------	---------------

4 責務

(1) 市民や事業者にどのような努力責務を課すか

	大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡
責務	○	○	○	○	○	○	○	○
市	○	○	○	○	○	○	○	○
市民等	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者等		○	○	○	○	○	○	○
商店街等		○			○			
町内会等		○			○			



(市の責務)

第●条 市は、県、県警察本部、本市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第●条 市民等及び事業者は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

5 その他

(1) その他の条例の実効性を高めるための取組としてどのようなものが考えられるか

【貸与に係る契約上の措置】

- 禁止地区の土地又は建物を他人に貸与する者に対する努力義務（熊本市）
 - ア 貸与契約の締結時に、相手方に、違反行為をしない旨を約させる。
 - イ 貸与契約に、違反行為が行われた場合に当該契約を解除できる旨を定める。

(貸与に係る契約上の措置)

第●条 禁止地区に所在する土地又は建物を他人に貸与する者は、次に掲げる内容を趣旨とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該貸与に係る契約（その更新の契約を含む。）の締結に際し、その相手方に、違反行為をしない旨を約させること。

(2) 当該貸与に係る契約において、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。